

いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と「調査委員会」の設置について

教学指導課心の支援室

1 重大事件・事故が発生したときの学校や教育委員会の対応について

いじめを背景とする児童生徒の自殺（未遂も含む）や殺傷事件等の重大事件・事故が発生した場合、学校や県教育委員会はつぎのように対応する。

（1）学校の対応

ア 各学校の「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

なお、各学校では『学校危機管理マニュアル作成の手引』（長野県教育委員会 平成24年1月）などを参照して、マニュアルを整備しておく。

イ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。

ウ すみやかに「危機対応チーム（危機管理委員会）」を確立する。

エ 関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。

オ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

※教育委員会への連絡

(7) 県立高校→県教育委員会（高校教育課および教学指導課心の支援室）

(4) 市町村立小中学校→市町村教育委員会

→県教育委員会（教育事務所→義務教育課および教学指導課心の支援室）

(6) 県立特別支援学校→県教育委員会（特別支援教育課）

（2）県教育委員会の対応

ア 県教育委員会は、学校や市町村教育委員会からの要請を受けて、各学校に指導主事を派遣し、情報の収集や指導、助言にあたる。

イ 県教育委員会は、学校や市町村教育委員会からの要請を受けて、各学校にスクールカウンセラーを緊急派遣し、児童生徒・保護者や教職員の心のケアに努める。

ウ 県教育委員会は、学校や市町村教育委員会からの要請を受けて、「学校事故被害者アドバイザー」や「学校長サポートチーム」を派遣することができる。（資料1参照）

エ 県教育委員会は、学校や市町村教育委員会からの報告をもとに事故報告書を作成し、文部科学省に送付する。

2 外部有識者を含む「調査委員会」を設置する事案について

（1）いじめ等学校要因を背景とした児童生徒の自殺事案（資料2参照）

自殺の背景についての初期調査で、学校側がいじめの被害や教員の不適切な指導など学校要因を把握した場合は、遺族の同意を得た上で調査委員会を設置して「詳しい調査」を行う。

また、学校側は学校要因を把握していないが、遺族から「詳しい調査」の要望があった場合も調査委員会を設置する。自殺未遂事案においても、背景と思われる学校要因の重大性、保護者との関係、社会的影響力などを総合的に判断し、設置することがある。

（2）いじめ等を背景とする犯罪（殺人・傷害等）による児童生徒の死亡事案（重傷を負った場合も含む）。

（3）いじめを背景としないが、学校が安全配慮義務を怠ったために発生した学校事故により、児童生徒が死亡、または重傷を負った場合等も調査委員会を設置することがある。

3 「調査委員会」を設置するときの学校と県教育委員会の役割について

(1) 学校の役割

- ア 調査委員会を設置する主体は、各学校とする。
- イ 県立学校においては県教育委員会の指導のもとに、市町村立学校においては当該市町村教育委員会の指導のもとに調査委員会を発足させる。
- ウ 各学校では「調査委員会設置要綱」を策定する。 (資料3参照)
- エ 各学校では「調査委員会設置要綱」に基づき委員を選任する。委員の選任に当たっては、児童生徒の保護者等関係者の意向を尊重して行うが、飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会の「提言」の趣旨に則り、外部有識者委員を含むことを原則とする。

(2) 県教育委員会の役割

- ア 県教育委員会は、県立学校の調査委員会設置について指導、助言する。
- イ 市町村教育委員会は、県教育委員会との協議の上で、当該市町村立学校の調査委員会設置について指導、助言する。
- ウ 県教育委員会は、各学校の調査委員会設置にあたって、外部有識者委員の候補者について情報提供を行う。その場合、つぎの委員等が候補となる。

(ア) 学校事故被害者等相談支援員 (資料4参照)

- ・飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会の提言に基づき「被害者アドバイザー」「学校長サポートチーム」等の業務にあたる支援員。
- ・臨床心理士(3名)・医師(7名)・看護師(4名)・弁護士(9名)・保護司(9名)・元家庭裁判所調査官(1名)の合計33名。(平成23年7月現在)

(イ) 生徒指導総合対策会議委員 (資料5参照)

- ・生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行うために開催する生徒指導総合対策会議の委員。
- ・大学教授(1名)・弁護士(2名)・医師(2名)・臨床心理士(1名)・社会福祉士(1名)・精神保健福祉士(1名)・教育関係者(2名)・児童相談所職員(1名)・県警少年課職員(1名)の合計12名(平成24年5月現在)

「提言」（飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会）より抜粋

第1 死亡・重傷事件が発生したときへの対応（犯罪・いじめによる場合は当然対象となり、自殺・事故の場合もこれに準ずる）

（中略）

2 被害者アドバイザーの派遣

- ・ 学校長は、事件発生後、県教委に事件発生を速やかに連絡する。
- ・ 県教委は、「被害者アドバイザー」を直ちに被害児童生徒（以下、単に「被害生徒」という）宅に派遣する。死亡・瀕死の重傷のケースでは3名派遣する。その3名は、臨床心理士・医師・看護師・教職員若しくはこれと同等の専門知識・経験を有し被害者のケアができる者1名と、県教育委員、県教委事務局それぞれ1名とする。重傷のケースでは1名派遣する事を原則とし、ケースによって必要性がない場合は派遣しない。
- ・ 県教委は、常に4名以上の被害者アドバイザーを確保・養成しておく。

（中略）

3 学校長サポートチームの設置

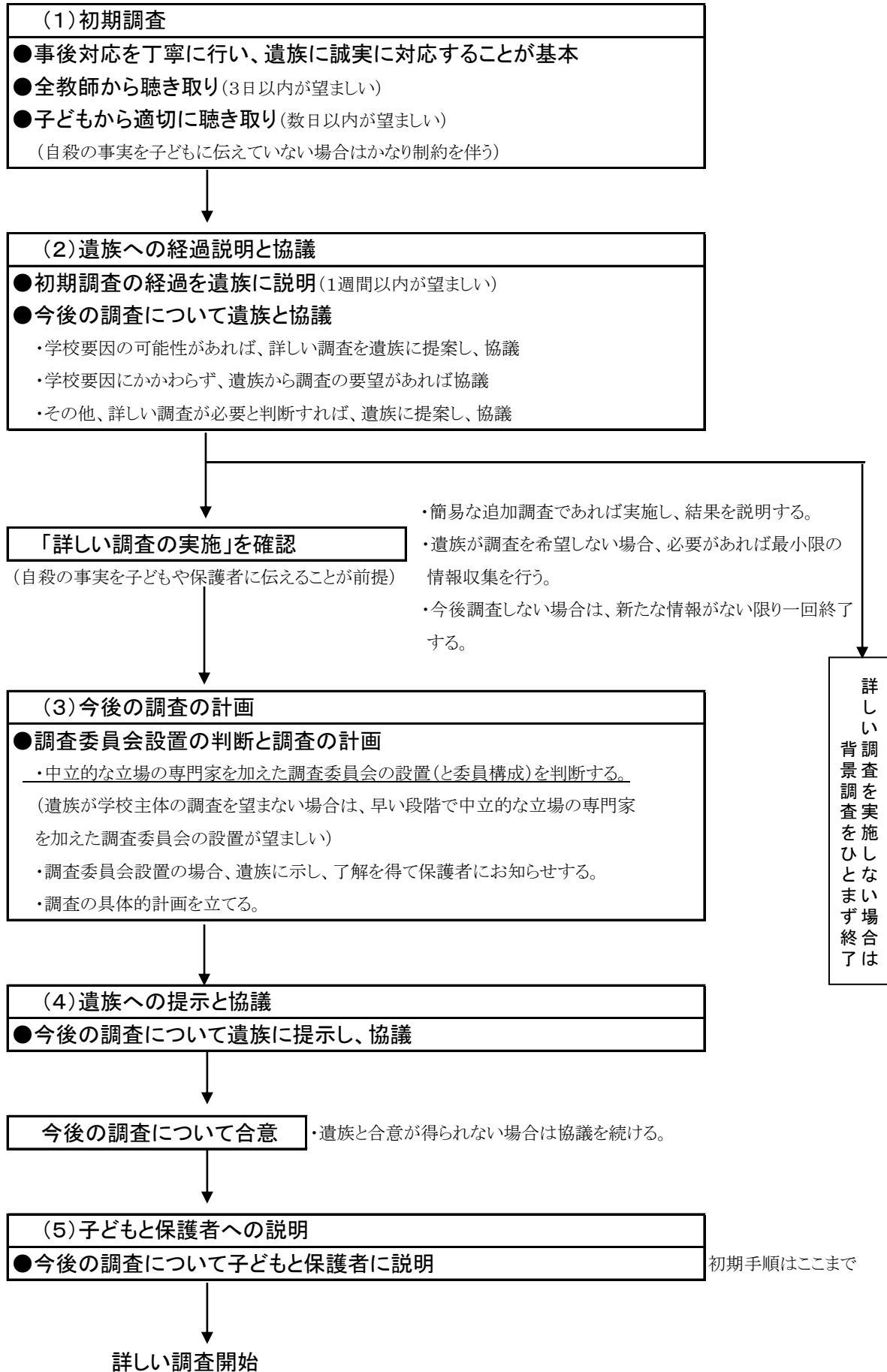
- ・ 県教委が委員を指名し（高校の場合）、若しくは県教委の指導により、加害・被害生徒が所属する学校に対応する各市町村教委が委員を指名し（小中学校の場合）、事件に係わる学校の学校長が当該事件に対処する方針を決める上での諮問機関として発足させる。
- ・ 委員は、県及び市町村教育委員会関係者・学校長が指名する教員若干名のほか、保護司・民生委員・臨床心理士・医師・看護師・弁護士など学外者若干名にも委嘱して、合計3～5名程度とする。学校長のほか、被害者アドバイザーも、被害者を補佐する立場でサポートチームの会合に出席できる（被害者が反対するときは出席しない）。

（中略）

5 事件検証委員会の発足と報告書の公表

- ・ 被害生徒・加害生徒の学校は、事件の真相がほぼ明らかになった時点（おそらく数カ月後）で、県教委の指導のもとに、学校長を含む事件検証委員会を発足させ、学校としての事件検証報告書を速やかに作成する。併せて、学校側と被害者との間に溝が生じている場合には、その過程で両者が対話・謝罪などを行えるよう尽力する。
- ・ 検証の過程で被害者・被害者アドバイザー・サポートチームにおける学外委員について、必ずその意見を聴取するとともに検証委員への就任その他できる範囲での協力・助力を依頼する。当面、当飯田高校事件検証委員会の教育委員会関係者以外の委員であった者の中から、少なくとも1名をこの事件検証委員会の特別助言委員に選任する。

（以下略）



(設置)

第 1 〇〇学校（以下「学校」という。）は、平成△△年△月に学校内で発生した生徒の自殺の動機や背景などについて調査することを目的として、生徒自殺に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(組織)

- 第 2 調査委員会は、委員 10 人以内で組織する。
- 2 委員は、学校長が委嘱する。
 - 3 調査委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名を置き、委員が互選する。
 - 4 委員の任期は調査終了までとする。

(委員長等の職務)

- 第 3 委員長は会務を統括し、副委員長はこれを補佐する。
- 2 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第 4 調査委員会は、委員長が召集し、会議を主催する。
- 2 調査委員会の会議は非公開を原則とする。
 - 3 調査委員会が必要があると認めるときは、委員以外の者から事情・意見を聞くことができる。

(小委員会)

第 5 調査委員会が必要に応じて、小委員会を置くことができる。

(守秘義務)

第 6 調査委員会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 7 調査委員会の事務局は、学校に置く。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

附則

この要綱は、平成△△年△月△△日から適用する。

学校事故被害者等支援相談員設置要綱

1 趣旨

この要綱は、「飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会の提言」に基づき、市町村立（組合立含む）の小学校及び中学校並びに県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に在学する児童、生徒に関わる死亡・重傷事故（以下「学校事故」という。）が発生した際に関係者を支援するため、学校事故被害者等支援相談員（以下「相談員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 身分

相談員は、地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の非常勤職員とする。

3 任用期間

相談員の任用期間は2年以内とする。

ただし、必要があると認める時は、更新することができる。

4 従事事務

相談員は、学校事故が発生した時は、教育委員会の依頼を受けて次の各号に定めるいずれかの業務を行うものとする。

- (1) 被害者アドバイザーとして、被害者とその保護者を補佐して、学校・病院・警察・祭事関係・弁護士・マスコミとの連絡・連携を取る。
- (2) 学校長サポートチームの一員として、学校長が、被害者・加害者とその保護者、被害者アドバイザー、警察、在校生徒とその保護者及び報道関係者等への対応を適切に行えるようアドバイスをする。
- (3) 加害者アドバイザーとして、加害者とその保護者をサポートする。

5 服務等

相談員は、常に、秘密の保持に配慮し業務にあたらなければならない。

6 報酬及び旅費

相談員の報酬は、別に定めるところによるものとし、旅費は、「特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例」の定めるところによる。

7 補則

この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

生徒指導総合対策会議設置要綱

(趣 旨)

- 第1 児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行い学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

(組 織)

- 第2 会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、その数は16名以内とする。
- ・学識経験者
 - ・弁護士
 - ・医師
 - ・心理関係者
 - ・福祉関係者
 - ・教育関係者
 - ・その他
- 2 委員は、教育長が依頼する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長、副会長は委員の互選による。
- 5 副会長は、会長に事故があったときに会長の職務を代行する。
- 6 会議には、専門的な事項等を調査させるため、部会を設けることができる。

(会 議)

- 第3 会議及び部会は会長が招集する。
- 2 会議の座長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、会長が必要と認める者の出席を求め、又は意見を聞くことができる。

(職 務)

- 第4 会議の委員は、次に掲げる職務を行う。
- 2 学校及び教育委員会に専門的見地から助言を行う。
- 3 会議の部会の活動に対し専門的見地から助言を行う。

(部 会)

- 第5 部会の部員は、次に掲げる者をもって構成する。
- ・委員
 - ・その他会長が必要と認めた者

(報酬及び旅費)

- 第6 委員の報酬は、別に定めるところによるものとし、旅費は、「特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例」の定めるところによる。

(事務局)

- 第7 会議の事務局は、教学指導課心の支援室に置く。

(補 則)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年4月24日から施行する。